

「We Love 鳥取キャンペーンPart 3」推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「We Love 鳥取キャンペーンPart 3」推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県民が県内の宿泊施設、観光施設、体験型観光メニュー等を利用した場合に、その経費の一部を支援することにより、県内の宿泊施設、観光施設、体験型観光メニュー等を満喫していただくとともに、本県の魅力を広く情報発信していただき、新型コロナウイルス感染症の影響を払拭し、観光再生を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を、原則として令和3年1月31日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第1項第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年12月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
「We Love 鳥取キャンペーン Part 3」推進事業	宿泊事業者、観光事業者、その他、交流人口拡大本部長が認める者	令和2年12月7日から令和3年1月1日までに県民が利用した県内宿泊施設への宿泊料、県内観光施設の入館料（年間パスポート、回数券等は対象外とする）、県内体験型メニューや観光ガイド、観光用レンタサイクル等利用料（飲食代は対象外とするが、そばうち体験のような材料費は補助対象とする。また、単なる移動手段として提供されるもの（鉄道、タクシー等）は除く）	①宿泊事業:1/5（令和2年12月7日から令和2年12月27日まで） ②宿泊事業:1/2（令和2年12月28日から令和3年1月1日まで） ③宿泊事業以外:1/2	①宿泊事業：施設ごとに利用者1人1回当たり3千円（令和2年12月7日から令和2年12月27日まで） ②宿泊事業：施設ごとに利用者1人1回当たり5千円（令和2年12月28日から令和3年1月1日まで） ③宿泊事業以外：施設ごとに利用者1人1回当たり3千円

「We Love鳥取キャンペーン Part 3」推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県知事 様

(申請者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
担当者名 _____
電話番号 _____
ファクシミリ _____
電子メール _____

「We Love鳥取キャンペーン Part 3」推進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 確認事項

項目 (該当する箇所にチェックを入れて下さい)	
以下の業態に該当する。	
①宿泊事業 (割引率：1/5 (12月7日～12月27日))	<input type="checkbox"/>
②宿泊事業 (割引率：1/2 (12月28日～1月11日))	<input type="checkbox"/>
③宿泊事業以外 (割引率：1/2)	<input type="checkbox"/>

2 料金、対象人数、交付申請額 (実績額)

	料金 (1人あたり)	割引額	対象人数	算定基準額	交付申請額 (実績額)
①					
②					
③					

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付資料

- 補助対象経費に係る証拠書類 (アンケート)
- 口座振込依頼書

年 月 日

様

職 氏 名 印

「We Love 鳥取キャンペーンPart 3」推進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった「We Love 鳥取キャンペーンPart 3」推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。